

## 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

# IASB 公開草案「交換可能性の欠如」 (IAS 第 21 号の修正案)

ASBJ 専門研究員 はなざわ のりひろ  
**花澤 徳裕**

## I. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2021 年 4 月に、公開草案「交換可能性の欠如」(以下「本公開草案」という。)を公表した(コメント期限: 2021 年 9 月 1 日)。

本稿では、本公開草案が公表された背景及び概要について紹介する。なお、本文の意見にわたる部分は筆者の私見であることを申し添えておく。

## II. 本公開草案の背景

IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」(以下「IAS 第 21 号」という。)は一般的に、企業が外貨建取引又は在外営業活動体の業績及び財政状態を財務諸表において報告する場合に、直物為替レートを使用することを要求している。IAS 第 21 号は、直物為替レートを即時の受渡しに係る為替レートと定義し (IAS 第 21 号第 8 項)、通貨の交換可能性が一時的に欠如している場合に外貨建取引の報告において使用すべき為替レートを定めているが (IAS 第 21 号第 26 項)、交換可能性の欠如が一時的でない場合の要求事項はない。

IFRS 解釈指針委員会は、在外営業活動体の機能通貨が交換可能でない場合の在外営業活動体の業績及び財政状態の換算に使用すべき為替レートの決定方法を検討した際、ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合に使用すべき為替レートを企業がどのように決定するのかについて、多様な見解があるという情報を受けた。通貨が交換可能でない状況が生じるのは比較的稀であるかもしれないが、そうした状況が生じる場合は経済状況が急速に悪化する可能性があり、そうした状況において IAS 第 21 号の適用に関する多様な見解は、交換可能性が欠如している通貨の影響を受ける企業の財務諸表において重要性がある差異を生じさせる可能性がある。したがって、IASB は、通貨が他の通貨に交換可能であるかどうか及び交換可能でない場合の会計処理について企業が決定するための要求事項を IAS 第 21 号に追加することを提案している。

## III. 本公開草案の概要

### 1. 2つの通貨間の交換可能性の評価

本公開草案では、企業がある通貨を他の通貨と交換することができる場合には、当該通貨は当該他の通貨に交換可能である、と定義するこ

とを提案している（本公開草案第8項）。

本公開草案では、企業が測定日において、通常の事務上の遅延を含んだ時間枠の中で、かつ、交換取引が強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換メカニズムを通じて、他の通貨に交換することができる場合には、ある通貨は当該他の通貨に交換可能であり、企業が他の通貨の僅少な金額（insignificant amount）しか入手することができない場合は、交換可能ではないと提案している（本公開草案 A2 項）。

本公開草案は、どのような場合に企業がある通貨を他の通貨と交換することができるのか（又は交換することができないのか）の評価を行うにあたって、次の5つの考慮すべき事項を提案している。

#### (1) 時間枠

IAS 第21号では、直物為替レートを即時の受渡しに係る為替レートと定義しているが、為替取引は必ずしも即時に完了しない場合がある。為替取引に適用される法律上又は規制上の要求事項があることや、法定休日などの実務上の理由によるものであり、他の通貨を入手する際の通常の事務上の遅延は、通貨が当該他の通貨に交換可能であることを妨げない。何が通常の事務上の遅延となるのかは、事実及び状況に依存する（本公開草案 A5 項）。

#### (2) 他の通貨を入手する能力

ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかを評価するにあたり、企業が考慮しなければならないのは、当該他の通貨を入手する能力であり、他の通貨を入手する意図又は意思決定ではない。交換可能性を評価するにあたり企業が考慮する諸要因のその他の要求事項を条件として、たとえ企業が他の通貨を入手する意図がないか又は入手しないことを決定している場合であっても、他の通貨を（直接的又は間接的のい

ずれかで）入手できる場合は、通貨は他の通貨に交換可能である（本公開草案 A6 項）。

#### (3) 市場又は交換メカニズム

ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかを評価するにあたって、企業は、当該通貨を当該他の通貨と交換するための取引が強制可能な権利及び義務を生じさせる市場又は交換メカニズムのみを考慮しなければならない。強制可能性は法律の問題であり、ある市場又は交換メカニズムにおける交換取引が強制可能な権利及び義務を生じさせるかどうかは、事実及び状況に依存する（本公開草案 A7 項）。

#### (4) 他の通貨を入手する目的

ある通貨が他の通貨に交換可能であるかどうかの評価は、企業が当該他の通貨を入手する目的に依存する可能性があるため、交換可能性を評価するにあたり、企業は他の通貨の入手目的は次のことであると仮定しなければならない（本公開草案 A9 項）。

- ① 企業の機能通貨で報告される外貨建取引については、個々の外貨建の取引、資産又は負債を決済すること
- ② 企業の機能通貨以外の表示通貨の使用については、企業の純資産を換金すること
- ③ 在外営業活動体の業績及び財政状態の換算については、企業の在外営業活動体に対する純投資を換金すること

#### (5) 他の通貨の限られた金額のみを入手する能力

企業が他の通貨の限られた金額しか入手できない状況（例えば、外貨建負債（FC1,000）を有する企業が、当該負債を決済するためにFC50のみを入手できる場合）においては、交換可能性を評価する際の目的（本公開草案 A9 項）において、企業が他の通貨の僅少な金額しか入手できない場合は、通貨は他の通貨に交換

可能ではない（本公開草案 A11 項）。また、企業は、特定の目的について入手できる他の通貨の金額の大きさを、当該目的に必要となる当該他の通貨の合計金額と比較することによって評価しなければならない（本公開草案 A11 項）。

## 2. 交換可能性が欠如している場合の直物為替レートの決定

本公開草案では、2つの通貨間の交換可能性が欠如している場合、すなわち、測定日においてある通貨が他の通貨に交換可能でない場合には、企業は直物為替レートを見積らなければならないと見積った直物為替レートは、測定日現在で評価した次のような条件を満たさなければならないと提案している（本公開草案第 19A 項）。

- (1) 当該通貨が他の通貨に交換可能であったならば企業が為替取引を締結することができたであろうレート
  - (2) 市場参加者の間での秩序ある取引に適用されたであろうレート
  - (3) 一般的な経済状況を忠実に反映するレート
- また、本公開草案では、直物為替レートの見積りにあたり、企業は、観察可能な為替レートが直物為替レートを見積る場合における条件（本公開草案第 19A 項）を満たし、かつ、次のいずれかである場合には、その観察可能な為替レートを見積った直物為替レートとして使用できると提案している（本公開草案第 19B 項）。

### (1) 企業が交換可能性を評価する目的以外の目的での直物為替レート

ある目的では他の通貨に交換可能でない通貨が、他の目的では当該通貨に交換可能である場合（例えば、企業が他の通貨を特定の物品の輸入のために入手することはできるが、配当を支払うためには入手できない場合）、他の目的での観察可能な為替レートが直物為替レートを見

積る場合における条件（本公開草案第 19A 項）を満たしていれば、企業は当該レートを見積った直物為替レートとして使用することができる（本公開草案 A12 項）。

そのような観察可能な為替レートが、直物為替レートを見積る場合における条件（本公開草案第 19A 項）を満たすかどうかの評価にあたり、企業は特に、①複数の為替レートが存在するかどうか、②当該通貨が交換可能である目的、③為替レートの性質、及び④為替レートが更新される頻度を考慮しなければならない（本公開草案 A13 項）。

### (2) 当該通貨の交換可能性が回復された後に企業が他の通貨を入手することができる最初の事後の為替レート（以下「最初の事後の為替レート」という。）

測定日において他の通貨に交換可能でない通貨が、その後に当該通貨に交換可能となる場合、最初の事後の為替レートが直物為替レートを見積る場合における条件（本公開草案第 19A 項）を満たしていれば、企業は当該レートを見積った直物為替レートとして使用することができる（本公開草案 A14 項）。

最初の事後の為替レートが直物為替レートを見積る場合における条件（本公開草案第 19A 項）を満たすかどうかの評価にあたり、企業は特に、①測定日と交換可能性が回復された日との間の期間、及び②物価上昇率を考慮しなければならない（本公開草案 A15 項）。

## 3. 交換可能性が欠如している場合の開示要求事項

本公開草案では、企業は、2つの通貨間の交換可能性が欠如しているために直物為替レートを見積る場合、交換可能性の欠如が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローにどのように影響を与えているか又は与えると見込ま

れるかについて、企業の財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない、この目的を達成するため、企業は下記に関する情報を開示しなければならないと提案している（本公開草案第 57A 項）。

- (1) 交換可能性の欠如の性質及び財務上の影響
- (2) 使用した直物為替レート
- (3) 見積りプロセス
- (4) 交換可能性の欠如により企業が晒されているリスク

より具体的には、本公開草案における開示目的（本公開草案第 57A 項）を満たすために、企業に次の開示を求めることを提案している（本公開草案 A17 項）。

- (1) 当該通貨及び当該通貨が他の通貨に交換可能でない状況を生じさせている制限についての記述
- (2) 影響を受ける取引についての記述
- (3) 影響を受ける資産及び負債の帳簿価額
- (4) 使用した直物為替レート及び当該レートが次のいずれなのか
  - ① 観察可能な為替レート（本公開草案第 19B 項で認めているもの）
  - ② 見積り技法を使用して決定した直物為替レート
- (5) 企業が使用した見積り技法、並びに当該見積り技法において使用したインプットに関する定性的情報及び定量的情報
- (6) 交換可能性の欠如により企業が晒されている各種リスクに関する定性的情報、並びに各種リスクに晒されている資産及び負債の性質及び帳簿価額

また、本公開草案では、在外営業活動体の機能通貨が他の通貨に交換可能でない場合、企業は次のことも開示しなければならないと提案している（本公開草案 A18 項）。

- (1) 在外営業活動体の名称、在外営業活動体は子会社、共同支配事業、共同支配企業、関連

会社又は支店のいずれなのか、及びその主たる事業場所

- (2) 在外営業活動体に関する要約財務情報
- (3) 在外営業活動体への財政的支援の提供を企業に要求する可能性のある契約上の取決めの性質及び条件（企業に損失を生じさせる可能性のある事象又は状況を含む。）

なお、本公開草案において要求されている情報を財務諸表の他の場所で提供している場合には、当該情報を繰り返す必要はないと提案している（本公開草案 A16 項）。

#### 4. 発効日及び経過措置

本公開草案では、適用開始日は企業が当該修正を最初に適用する事業年度の期首であるとし、早期適用を認めることを提案している（本公開草案第 60L 項）。

適用にあたり、企業は比較情報を修正再表示してはならないが、その代わりに、企業は次のようにしなければならないと提案している（本公開草案第 60M 項）。

- (1) 企業が外貨建取引を自らの機能通貨で報告していて、機能通貨と当該外貨との間の交換可能性が欠如している場合には、
  - ① 影響を受ける外貨建の貨幣性項目及び外貨での公正価値で測定する非貨幣性項目を、適用開始日に同日現在で見積った直物為替レートを使用して換算する。
  - ② この修正の適用開始の影響を、適用開始日において利益剰余金期首残高の修正として認識する。
- (2) 企業が自らの機能通貨以外の表示通貨を使用しているか又は在外営業活動体の業績及び財政状態を換算していて、表示通貨と自らの機能通貨（又は在外営業活動体の機能通貨）の間の交換可能性が欠如している場合には、
  - ① 影響を受ける資産及び負債を、適用開始日に同日現在で見積った直物為替レートを

使用して換算する。

- ② 企業の機能通貨が超インフレである場合に、影響を受ける資本項目を適用開始日に同日現在で見積った直物為替レートを使用して換算する。
- ③ この修正の適用開始の影響を、適用開始日において換算差額の累計額（資本の独立の内訳項目に累積）の修正として認識する<sup>1</sup>。

## 5. 初度適用企業

本公開草案に関して、初度適用企業に対する遡及適用の特定の免除は設けないことを提案している（本公開草案 BC26 項）。

---

1 本公開草案では、適用開始の影響はすべて利益剰余金期首残高の修正として認識し、その他の包括利益では認識しないと提案している（本公開草案 BC25 項(c)(i)）。